

由利本荘市での起業を応援します！

## 由利本荘市起業者融資利子補給金

由利本荘市内で新たに事業を始める女性・若年者に対し、起業時の借りにかかる利子を5年間補給します。

### ◆対象者

- ・由利本荘市内で起業または起業後1年未満の個人・法人
- ・国・秋田県・民間金融機関が実施する起業者向けの融資制度を利用している方
- ・女性または対象融資の申し込み時点で35歳未満の若年者
- ・市税等の滞納がない方

### ◆利子補給額

- ・借入れ後5年間の支払利子全額

### ◆申請時に必要な書類

- ・起業者融資利子補給金交付認定申請書(様式第1号)
- ・金融機関が発行する、融資の事実を確認できるもの
- ・金融機関が発行する返済予定表の写し
- ・信用保証協会が発行する信用保証決定の写し(信用保証協会を利用する場合のみ)
- ・許認可等を要する業種の場合は、許可証等の写し
- ・法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写し
- ・事業所または店舗の位置が確認できる住宅地図など
- ・誓約書(様式第2号)

※交付認定後、1年毎に支払利子額を報告し、補給金の交付申請を行う必要があります。  
毎年1月1日から12月31日までに支払った利子分について、翌年3月15日までに交付申請してください。

#### 【問い合わせ】

由利本荘市商工振興課

TEL 0184-24-6372

Eメール syoko@city.yurihonjo.lg.jp